

議案第 2 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げることに伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当を引き下げるため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の200」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の200」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。